



(様式第1号)

【第1面】

宮崎県知事 殿

(西暦) 年 月 日

宮崎県飲食関連事業者等支援金申請書

次のとおり、宮崎県飲食関連事業者等支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、申請書第2面に記載された同意・誓約事項について完全に理解し、同意・遵守します。

法人の場合 / 個人事業主の場合
法人名、代表者職・氏名、所在地(住所)、法人番号(13桁)
屋号、代表者氏名、所在地(住所)、生年月日、西暦年 月 日

本件に対する連絡窓口 氏名 フリガナ
所属 電話番号

開業(設立)年月日 西暦 年 月 日
資本金又は出資の総額(法人のみ) 千円
常時使用する従業員の数 人
事業所全体の主な業務の産業分類 (飲食店との取引以外も含めた全体的な業務を1つ選択し、口にチェック✓を入れてください。)

Table with columns for months (1月, 2月) and years (2021年, 2020年, 2019年) for sales data. Includes a note about 2020 data.

Industry classification list: A:農業, 林業; B:漁業; C:鉱業, 採石業, 砂利採取業; D:建設業; E:製造業; F:電気・ガス・熱供給・水道業; G:情報通信業; H:運輸業, 郵便業; I:卸売業, 小売業; J:金融業, 保険業; K:不動産業, 物品賃貸業; L:学術研究, 専門・技術サービス業; M:宿泊業, 飲食サービス業; N:生活関連サービス業, 娯楽業; O:教育, 学習支援業; P:医療, 福祉; Q:複合サービス事業; R:サービス業(他に分類されないもの); S:公務(他に分類されるものを除く); T:分類不能の産業

- 提出書類 場合によって、下記以外の書類も必要となります。
宮崎県飲食関連事業者等支援金申請書(様式第1号)本票
宮崎県飲食関連事業者等支援金請求書(様式第2号)
確定申告書の写
許可書・取引を確認できる書類
タクシー事業者の場合
一般乗用旅客自動車運送事業の許可証(写)
自動車運転代行業者の場合
公安委員会発行の認定証(写)
時間短縮営業要請に応じ、協力金を受給した県内飲食店と直接取引がある事業者の場合
2020年10月~2021年2月の取引確認書類(第2面参照)
上記記載の各月売上高が確認できる帳簿(写)
(新規開業特例の場合は開業日以降2021年2月までの毎月の売上げが確認できるもの)
(個人事業者のみ) 本人確認書類(例:運転免許証の写、保険証の写など)
支援金支払先口座がわかるもの(通帳のコピー等。必ず、金融機関名、本店・支店名、預金種別、口座番号、カタカナの口座名義すべてがわかるもの。

【第2面につづく】

※ いずれかに✓を入れ、内容を記入してください。

タクシー事業者

自動車代行運転業者

時間短縮営業要請に応じ、協力金を受給した県内飲食店と直接取引がある事業者

⇒ 主な飲食店との取引1件分を下記に記載してください。

飲食店名

住 所

電話番号

2020年10月～2021年2月までの取引のうち1件について記載

取引年月日(納品日) 西暦 年 月 日

- ・ 上記の取引に係る書類の写しを提出してください。(例) 納品書(控)写、領収書(控)写、発注書(写) 既存の書類が無い場合は、取引確認書(様式第3号)に飲食店の記入押印を受けた上で提出してください。
- ・ 土地、建物、機材等の賃貸借・レンタルの場合は賃貸借減免確認書(様式第4号)及び当該賃貸借等に係る契約書の写を提出してください。(申請要領を参照してください。)

【同意・誓約事項】

- ① 令和3(2021)年1月7日に発令した宮崎県独自の緊急事態宣言による飲食店の営業時間短縮要請に関する協力金の支給を受けていません。
- ② 国、法人税法別表第1に規定する公共法人ではありません。
- ③ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体ではありません。
- ④ 以下のいずれにも該当しません。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - (エ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 法人の役員等が上記(ア)から(カ)のいずれかに該当
- ⑤ 申請書及び添付書類について、申請窓口となる各商工会議所、宮崎県商工会連合会(以下「申請窓口機関」といいます。)から県に対し送付することに同意します。また、申請書及び添付書類に記載の情報について、必要に応じ、申請窓口機関や県が各市町村や取引先飲食店に確認を行うこと、市町村が事業者に対する支援金・給付金を支給するのに必要な場合に県が市町村に本支援金に係る情報を提供することに同意します。
- ⑥ 本申請について、虚偽又は不正が疑われる事項があるときは、必要な調査に応じるとともに、調査の結果、虚偽又は不正が明らかとなった場合には、事業者名の公表に応じます。また、本支援金の支給要件を満たさないことが後日明らかとなった場合には、支援金を返還します。